

## 一般社団法人ミスポはこだて 会則

(名称)

第1条 本クラブは 一般社団法人ミスポはこだて と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、地域住民に対し、スポーツや文化活動通して「街づくりの推進」「子供の健全育成」「スポーツ環境の整備に関する事業」を企業や行政と協働しながら推進し、いつでも、どこでも、だれでもが、楽しくスポーツが出来る環境を築いていくことを目的とする。

(会員の種類)

第3条 本クラブの会員の種類は、下記の5種類とする。

- (1) 正会員・・・クラブの運営・管理を行う会員
- (2) 一般会員・・・クラブの活動に参加する会員
- (3) ジュニア会員・・・クラブの活動に参加する中学生以下の会員
- (4) シニア会員・・・クラブの活動に参加する60歳以上の会員
- (5) 賛助会員・・・クラブの活動に賛同し援助するための会員

(年会費)

第4条 本クラブの会費は年会費とし、会員は別表1に定める年会費を納めるものとする。

(入会資格)

第5条 本クラブに入会できる者は、クラブの趣旨に賛同した者で下記の条件を満たす者とする。ただし18歳未満の場合は親権者の同意を得ることとする。

- (1) 正会員・一般会員は原則として高校生以上とする。
- (2) ジュニア会員は中学生以下とする。
- (3) シニア会員は60歳以上とする。
- (4) 賛助会員は個人・法人（団体）とする。

(入会金)

第6条 削除

(入会手続き)

第7条 本クラブへの入会希望者は所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金および初年度の年会費を添えて、スタッフまたは事務局に提出し、仮会員証を発行し会員とする。

後日、改めて次条に定める会員証を発行する。

(会員証)

第8条 会員証は、本クラブの会員であることを証するものであり、本クラブ事業へ参加する際に必要なものとし、会員特典を受けることができる。

(更新手続き)

第9条 次年度以降も本クラブ会員を継続する場合は、所定の更新用紙に必要事項を記入し、年会費を添えてスタッフか事務局に提出する。

更新手続きは随時取り扱う。

(活動への参加)

第10条 本クラブの会員は、下記に定めるところにより活動へ参加することが出来る。

- (1) 活動に参加する際は、会員証の提示を必要とする。
- (2) 本クラブの会員は各教室に定める参加費を支払うこととする。

- (3) 夜間の活動に参加する小学生以下は送迎が確保されない場合は参加できない。
- (4) 月謝制の教室において、月謝の未納が2カ月を超えた場合、自動的に退部したものとみなす。なお、休部届を提出した場合、2ヶ月以内の休部を認める。

(退会手続き)

第11条 本クラブを任意で退会する者は、所定の退会届に必要事項を記載のうえ、会員証を添えて事務局へ提出し、受理された時点で退会となる。この場合、再入会可能である。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は次の場合に本クラブの会員資格を喪失する。

- (1) 退会手続きが受理されたとき
- (2) 除名措置となったとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 当クラブの活動がすべて停止となった場合

(会員資格のはく奪)

第13条 会員が本クラブの会則に違反し、名誉を汚したと認められた場合は、理事会の議決を経て、会員資格をはく奪する。なお原則として、会員に弁明の機会を与えたとともに検討委員会を立ち上げ本クラブへの再入会の制限等を検討し、本人に通知する。

(会員種類の移行)

第14条 本クラブの会員は、その差額を納入することでいつでも他の種類の会員へ移行することができる。

(保険)

第15条 会員は、障害保険に加入していることを入会申込書で証明し、その保険手続きは各自の責任で行うこと。

2 未加入および加入を希望する者は本クラブが定める保険へ加入するものとする。その際の保険手続き等は事務局が行う。

(免責事項)

第16条 会員は本クラブの活動をする際、クラブ及び活動施設の諸規則、担当スタッフの指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故は原則として保険適用範囲内で対応する。ただし、規則・指示に反して、盗難、障害等の事件が発生した場合、本クラブは一切の損害賠償に応じないものとする。

(会員登録情報)

第17条 会員は住所・氏名・連絡先・その他入会申し込み記載事項に変更があった場合は速やかにその旨を事務局へ届けるものとする。

2 会員の情報は、別に定めるプライバシーポリシーにより管理する。

(会則の改正)

第18条 本会則は、必要に応じて理事会の承認を得て改正することができる。その場合は、速やかに全ての会員に周知する。

(雑則)

第19条 本会則は、平成28年4月1日より施行する。

平成29年 3月23日改正

平成30年 4月20日改正

令和 2年10月 8日改正

会員種別	年会費	定期教室参加料	備 考
正会員	5,000	500	運営委員、指導者等
一般会員	3,000	500	高校生以上59歳まで
ジュニア会員	2,000	500	中学生以下
シニア会員	1,000	500	60歳以上